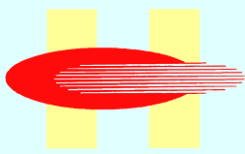




2011-2012年度



千葉東ロータリークラブ 週報



会長 穴倉 壽夫
幹事 加藤 隆

国際ロータリー会長 カルヤン・パネルジー
2790 地区ガバナー 山田 修平
第3分区Aガバナー補佐 高山 正孝

第924回例会 2012.1.23 (月)

本日のお客様

千葉県警察本部 組織犯罪対策本部
捜査第4課 警部 手塚 正人 様
千葉南RC 会長 出井 清 様
大功自動車 平^{びん} 亜^や 茹^る 様
大功自動車 王 成英 様

会長挨拶

穴倉 壽夫 会長



平成24年も20日余りが過ぎ、世の中全体がフル活動をし始めてきた感じがします。今日は旧暦の元旦です。今夜は雪になるという天気予報が出ています。まさに、これからのひと月が冬本番です。健康には十分気をつけてください。

さて、去る17日に七クラブ合同例会が開催されました。参加された方は、他クラブの会員との交流を深めることができたのではないのでしょうか。ホストクラブ西R. Cの川島会長も今回をもってこれが

終了となることを非常に残念であるような発言をされてきました。背景には担当クラブとなるといろいろと準備が大変であるという事情があるようです。

今日はゲスト卓話者として千葉県警の手塚様に暴力団対策についてお話していただくことになりました。ご紹介は後程いたしますが、我々にとっても普段の仕事の中で注意すべきことなどがあるかと思えます。これを機会に理解を深めていただければ幸いです。

今日の一口メモです。

今日は前回の道徳律に引き続き翌年の1916年に発表された「ロータリー通解」についてです。ここでは、◎ロータリー精神 ◎ロータリー教育 ◎ロータリークラブの効用と目的 ◎ロータリアンのなすべきこと ◎ロータリークラブの会員に対する義務と責任 ◎ロータリアンの自己の職業と社会に対する義務と責任 ◎ロータリー宣言 ◎全職業人に対するロータリー職業倫理訓 ◎ロータリークラブのうち

ロータリークラブの効用と目的についてはロータリークラブは事業または専門職務の職種から選ばれた者によって構成され、次の目的を達成するために組織される。

1. 会員個人の向上
2. 理想と現実の両面における、会員の事業の向上

3. 会員の業界または業種の全体的な向上
4. 会員の家庭、町、州、国、ならびに社会の全体的な向上が謳われています

幹 事 報 告

加藤 隆 幹事



- ◆ 929回例会は移動例会となります。2月26日（日）、27日（月）1泊2日で親睦を兼ねまして米山梅吉記念館を訪問いたします。宿泊は修善寺温泉、費用はお1人25,000円（二人部屋は追加あり）御案内を配布いたしましたのでFAXにて事務局までお申し込みください。
- ◆ 先程会長からも話がありましたが、1月17日に行われました7クラブ合同例会が今年度限りで終了ということになりました。
7年前故大塚恵章特別代表（西クラブは初代会長）の提唱で西クラブ関係6クラブ合同として始められ3年前から西クラブの親クラブである新千葉RCも加わり7クラブとなりましたが、幹事クラブの負担等の問題があり、惜しむ声もありましたが、今回を持って終了となりました。
- ◆ 米山記念奨学会が、1月4日付で申請しておりました公益財団法人への移行手続きが完了いたしました。今後は公益財団法人米山記念奨学会として運営されます。
- ◆ 米山記念奨学生のお世話クラブおよびカウンセラー引き受けのお願いが来ております。この件につきましては理事会および被選理事会で決定させていただきます。
- ◆ 日本ロータリー親睦ゴルフ大会の案内が来ております。期日は3月12日、場所：琉球ゴルフクラブです。興味のある方は事務局まで落ち併

せてください。

委 員 会 報 告

社会奉仕委員会

千田委員長



次週は社会奉仕活動及び炉辺会合です。千葉駅前花壇清掃は17:30からです。18:15より炉辺会議を『炙りや 楽蔵』（☎203-2003）で行います。炉辺会議締め切りは1月25日です。

ゲ ス ト 卓 話

千葉県警察本部 組織犯罪対策本部

捜査第4課 警部 手塚 正人 様

『千葉県暴力団排除条例』について



条例の趣旨

千葉県暴力団排除条例は、県民の皆様の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項等を定めて、社会全体での暴力団の排除を推進するための条例です。

暴力団の排除のための必要事項としては、暴力団への規制のほか、悪質な目的で暴力団に金品を提供

するような『暴力団の排除上、支障となる行為』制限を設けています。

「暴力団の排除上、支障となる行為」が行われた場合には、その是正を求めるための勧告や、勧告に従わない場合の公表の措置を講じることとしています。

この条例で定めている事項は、県民や事業者の皆様が暴力団から不当な要求を受けたときなどに、この条例を支えに要求を拒んでいただくための後ろ盾になるものです。

条例の概要

第1章 総則

基本理念

基本理念は、社会全体として、暴力団の悪質な実態を認識し、

暴力団を「**恐れない**」

暴力団に対して「**資金を提供しない**」

暴力団を「**利用しない**」

ことを基本に暴力団の排除を推進することなどを掲げ、本条例に基づく暴力団の排除の方向性を示すものとなります。

県の責務

県は、その責務として暴力団の排除に関する総合的な施策の推進に努めていきます。

県民・事業者の責務

県民・事業者の皆様の責務は、自主的に暴力団の排除に取り組むことや県の施策へ協力することのほか、

●暴力団員から金品を不当に要求された場合などに警察等へ**相談等すること**

●暴力団の排除に役立つ情報を知ったときに県に対して**情報提供すること**

に努める内容となっています。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等

暴力団排除アドバイザー

専門的な知識・経験を有する「暴力団排除アドバイザー」により、県民の皆様への取組に対する個別具体的な指導・助言を行うといった支援を講じることとしています。

保護措置

暴力団の排除に関わった方の安全確保のため、警察官による保護措置を行うこととしています。

県民や事業者の皆様へ自主的な取組をしてもらうためには、安全の確保が不可欠です。

警察では、警察官による保護の実施や資機材の貸付け等を行うこととしており、関係団体とも連携して、

皆様の安全確保に努めていきます。

模範となる取組をした個人や団体に対する、知事表彰等を行うこととしています。

第3章 少年の健全な育成を図るための措置等

少年の健全な育成を図るための措置

県では、

●学校等において暴力団の排除に関する教育が行われるよう適切な措置をすること

●少年の育成に携わる方からの求めに応じ、職員の派遣等の支援を行うこととしています。

暴力団事務所に少年を立ち入らせる行為の禁止

少年に対する健全な育成を図るための措置と併せ、暴力団員に対しては、少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止します。

違反した場合は「中止命令」

「中止命令」に違反した場合は、「6月以下の懲役または50万円以下の罰金」

第4章 暴力団事務所の開設又は運営の禁止

暴力団事務所の開設又は運営の禁止

学校、公民館等の一定の施設の周囲200メートル以内の区域で、暴力団事務所の開設又は運営を禁止します。

この規制は、禁止区域外の暴力団事務所や、規制対象から除外されている既存の暴力団事務所について、その存在を正当化するというものではなく、県民による暴力団事務所撤去運動等の取組を妨げるものではありません。

違反した場合は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」

第5章 契約における措置等

契約における措置等

事業者の方が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するような疑いのある契約に関して、契約の相手方等が暴力団員等でないことを確認すること

契約の結果、暴力団の活動を助長すること等が判明した際には契約を解除できる旨を契約書に定めること

暴力団の活動を助長する等の結果が判明した場合に**契約を解除すること**

に努めなければならないこととしています。

これは、事業者の方の適正な事業活動が、暴力団に利用され、暴力団の勢力維持に繋がることを防ぐための措置となります。

【暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資す

ることとなるような契約の例】

- 代紋を象ったバッジの製造・提供に関する契約
- 出所祝いや襲名披露の場としての施設利用の契約

●暴力団事務所の設計、製図、建築等の契約

第6章 不動産の譲渡等における措置等

不動産の売買や賃貸借をしようとする方が、不動産の売買などの契約に関して

- 契約締結前に当該不動産が暴力団事務所として使用されるものでないことの確認をすること
- 暴力団事務所として使用されていた場合に契約を解除できること等を契約書に定めること
- 暴力団事務所としての使用が判明した場合にその契約を解除等すること

に努めなければならないこととしています。

これは、県民の皆様の協力を得て、県民生活に不安や害悪を与える暴力団事務所の新設を防ぐための措置となります

暴力団事務所となることを知って行う不動産譲渡等の契約の禁止

暴力団事務所として使用されることを知っていながら、不動産の売買や賃貸借の契約をしたり、この契約を代理・媒介した者に対しては、**勧告・公表の措置**を講じることとしています。

第7章 暴力団員等に対する利益供与等の禁止等 暴力団の威力を利用する目的での利益供与の禁止

事業者が、自ら行う事業に関し、暴力団員等や暴力団員等が指定した者に下記行為をした場合は、その利益供与をした者に、**勧告・公表の措置**を講じることとしています。

- 暴力団の威力を利用する目的での利益供与
- 暴力団の威力を利用したことに関する利益供与
- に暴力団協力する目的で行う相当の対償のない利益供与

これは、暴力団の勢力が維持されている原因のひとつである

「暴力団を利用する者、暴力団を支援する者、暴力団と共生する者」によって供与される利益を制限することと併せ、事業者が暴力団との関係を拒否する上での後ろ盾としてもらうための規制でも

あります。

事業者から威力利用目的等の利益供与を受けることの禁止

一方、暴力団員等についても、事業者の方から、事業者が違反に該当することとなる利益供与を受けることを規制し、

- 暴力団の威力利用の目的で供与される利益を受けた場合
- 暴力団の威力を利用したことに関する利益を受けた場合
- 暴力団に協力する目的で行う相当の対償のない利益を受けた場合

には、**勧告・公表の措置**を講じる事としています。条例の施行

平成23年9月1日施行

県民の生活と事業活動を守るための暴力団排除の取り組みに、ご理解ご協力をいただけますよう、お願いいたします。



- 穴倉 会長 手塚様、卓話ありがとうございます。今後の仕事に生かしていきたいと思えます。
- 飯田 会員
- 佐藤 会員
- 松澤 会員 手塚さん、卓話ありがとうございます。又、先週の合同新年会に出席できなくて申し訳ありませんでした。
- 小川 会員 加藤さん、退院おめでとう御座います。
- 鳴海 会員 手塚様、ありがとうございます。

計 23,000円

累計 ￥947,200円 + 50 \$ (Singapore)